

障害者の免許全件交付を受けて ～可能性、もっと広がる～

欠格条項さようなら

2024年11月27日（水）

13:30開会～16:00閉会

オンライン（ウェビナー）開催

参加費無料

手話通訳・文字通訳あり

来賓挨拶:田門浩さん

（次期国連障害者権利委員会委員 弁護士 ろう者）

現場からのメッセージ

守田稔さん（視覚障害をもつ医療従事者の会（ゆいまーる）代表）

荒巻修治さん（秋田大学医学部5年 聴覚障害者）

まめこさん（発達障害をもちながら働く看護師）

木村由美さん（社会福祉士 肢体・視覚・言語・てんかんの重複障害者）

守田さんは、視覚障害者として日本初の医師免許取得者。かわたペインクリニック心療内科勤務



障害や疾患のある人には資格を与えない可能性のある規定（欠格条項）が、今も、約700の法令にあります。それでも、実際には、障害のある人への免許交付件数は年々増え、医療関係の資格免許だけでも年平均106件です。今では、医師、看護師、臨床検査技師、救急救命士などで、耳が聞こえない人や、目が見えない人、精神疾患がある人が、各地で活躍しています。

このたび、調査をしたところ、免許交付を申請した人は全て免許を交付されていることが分かりました。欠格条項の存在によってあきらめる必要はなにもありません。そのことを、皆さんに知っていただきたく、このイベントを開催します。

難病があり目が見えない医師、臨床実習中の耳が聞こえない医学生、発達障害をもちながら働く看護師、重複障害のある社会福祉士などから、それぞれの体験が話されます。

みなさん、ふるってご参加ください！

申込QRコード

参加お申込みフォーム

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_bDMIP7OIQpyGW2_lofnepg



【メールによる参加申込み】下記の6項目について、お送り下さい。

（あて先）kasayanagi@dpi-japan.org（記号★を@に替えて）

1,メールアドレス 2,お名前 3,ご所属 4,電話番号 5,必要な情報保障・手話通訳・文字通訳・テキストデータ（音声リーダーを使用されている方など）6,記者あるいはジャーナリストですか？（はい・いいえ）

【共催】障害者欠格条項をなくす会（共同代表:福島智 大熊由紀子）・視覚障害をもつ医療従事者の会（ゆいまーる）（代表:守田稔）・聴覚障害をもつ医療従事者の会（代表:関口麻理子）・DPI日本会議（議長:平野みどり）

申込QRコード



【参加お申込み方法】

申込フォームからお申し込みください。
フォームを使いにくい場合はメールでご連絡下さい。
メールの場合は当日午前中までお申込み可能です。

【申込受付完了後】参加用のURLが届きます。

〔開催1週間前〕〔1日前〕〔1時間前〕にウェビナーから自動でメールが送られます。

お問合せ先について

システムの都合上、申込フォームには、お問合せの項目を設けていません。
お申込みに関するご質問や、イベント内容などについてのお問合せは、以下の専用メールアドレス宛に、〔お名前〕〔メールアドレス〕〔お問合せの内容〕をご連絡下さい。

【お問合せ専用メールアドレス】

kekakujokoQAbook★gmail.com（記号の★を@に変えて）

全件交付について

医師や薬剤師や美容師や小型船舶操縦士などの国家資格について、2023年度までの8年間の免許交付状況が明らかとなり、障害や疾患があり免許交付を申請した人は全て免許を交付されていること（全件交付）がわかりました。

とくに医療関係は、かつては「障害のある人が医師などになるなんて、患者に危険」と言われ「免許を認めない」欠格条項がほとんどでしたが、2001年の法改正で、規定は、「免許を与えないことがある」という表現に変わりました。

欠格条項は、「障害→できない」という見方を社会に刻んでいます。障害や疾患がある人は、免許が必要な職業を希望しても、『認めてもらえないのでは』という不安やあきらめから解放されていません。家族や学校も、誤解や偏見で「できない」「無理」と言ってしまうこともあります。

しかし実際には、免許を申請した人は全て免許を交付されており、いろいろな分野で力を発揮しています。

どんな障害があっても、あきらめる必要はなにもありません。可能性は広がっています。

★ イベント開催費用カンパ大募集！ ★

通訳料等の開催費用に大切にさせていただきます。

「イベントカンパ」と明記いただくと助かります。

郵便振替 00150-8-130574 加入者名「障害者欠格条項をなくす会」

ゆうちょ銀行 当座預金 店名 〇一九店（ゼロイチキュー店）口座番号0130574



← 障害者欠格条項をなくす会
ホームページQRコード



『障害のある人の欠格条項ってなんだろう？ Q & A
—資格・免許をとって働き、遊ぶには—
2023年発行 本屋さん、ネット書店で発売中です！